

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第49号

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例

秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項の表に次のように加える。

20	災害応急作業等手当	日額 840円以内	異常な自然現象により重大な災害が発生した現場等で行う巡回監視等の作業に従事する職員
----	-----------	--------------	---

第13条に次の1項を加える。

- 3 規則で定める場合における災害応急作業等手当の額は、前項の表第20号の規定にかかわらず、同号の規定による額に、同号の規定による額の100分の100を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田市職員給与条例の規定は、令和5年7月14日から適用する。